

## 胚の凍結保存についての当院の規定【同意書類 No.4-2(2017年11月改訂)】

### (1) 胚の凍結保存期間・費用

- ① 胚の凍結保存期間は、凍結日から2年間です。  
また、この間の凍結保存の費用は当院の料金表に準じます(詳しくは最新の料金表をご参照ください)。
- ② 凍結保存胚の融解を申し入れた日が、凍結保存期間中であっても、融解を行う日が凍結期間満了日を1日でも過ぎる場合、1年分の凍結保存期間延長の費用が発生します。

### (2) 患者様から当院への連絡義務

※当院から患者様へ保存期間延長についての連絡義務はありません。

- ① 凍結保存期間満了日の1ヶ月前までに、保存期間を延長するか、廃棄するかを、当院へ連絡し、胚の凍結保存後にお渡しする『凍結保存 胚・卵子 保存期間延長及び廃棄の同意書』(以下書類とする)に署名し、当院へ提出してください。  
もし、凍結保存期間内に連絡がない場合は、保存期間延長の意思がなく胚の所有権を放棄したものとみなし、当院は当該保存胚を廃棄します。
- ② 連絡先(住所や電話番号)が変更になる場合は、変更後1ヶ月以内に当院へ連絡してください。
- ③ 離婚した場合や夫婦の一方が死亡した場合は、1ヶ月以内に当院へ連絡し、廃棄の手続き(書類に署名して当院へ提出)を行ってください。  
これは、日本産科婦人科学会の会告『胚の凍結保存期間は、夫婦の婚姻の継続期間のみとする』に従うものです。  
この場合、胚の処分権は当院に帰属し、胚は廃棄します(胚移植法は実施できません)。
- ④ 夫婦の一方が行方不明になった場合は、1ヶ月以内に当院へ連絡してください。この間の胚の所有権はもう一方の配偶者に帰属します。しかし、行方不明の間は、夫婦双方の意思が確認できないため、胚移植法は実施できません。
- ⑤ 郵送にて書類を提出する場合、郵送時に何らかの事故が生じ、当院へ届かない場合は当院が責任を負うことはできません(必要に応じ、書留等をご利用ください)。

### (3) 胚の凍結保存期間の延長をする場合

- ① 凍結保存期間の延長を希望する場合は、保存期間満了日の1ヶ月前までに書類に署名し、当院へ提出し、当院の定める継続管理料を支払わなければなりません。継続管理料は当院の料金表に準じます(詳しくは最新の料金表をご参照ください)。  
支払後、凍結保存期間満了日より1年間、凍結保存期間が延長されます。
- ② 支払いは、凍結保存期間満了日から3ヶ月以内に行ってください。凍結保存期間満了日以降に採卵または、融解(解凍)一胚移植を行う場合は当院で治療開始の予約をする日までに行ってください。
- ③ 凍結保存期間延長手続きの回数は原則として8回までとし、保存期間は凍結から最長10年とします。  
また、保存期間延長の手続きを行う際に、妻が生殖年齢(当院では50歳)を超えた場合は、保存期間延長の手続きは行えません。
- ④ 凍結保存期間中に、本規定が変更になった場合(継続管理料の増減や保存期間の変更など)、変更直後の延長手続時から、変更された最新の規定が適用になります。

### (4) 胚の凍結保存期間内に廃棄を希望する場合

- ① 凍結保存期間内に廃棄を希望する場合は、書類に署名し、当院へ提出してください。

### (5) 凍結保存胚の融解-胚移植法を希望する場合

- ① 凍結保存胚の融解-胚移植法の治療を希望する場合は、医師との相談の上で『凍結保存胚の融解(解凍)-胚移植法の同意書』に署名し、当院へ提出してください。

### (6) 当院の閉院等で胚の凍結保存が継続できなくなる場合

- ① 閉院等で治療が行えなくなった場合は、原則として事前に連絡し、ご希望に応じて他院へ凍結保存胚を移送する手続きを行うなど、出来る限りの範囲で対応いたしますが、移送先の施設は、患者様ご自身で探して頂きます。
- ② やむを得ない何らかの理由(医師の急死など)で、突然閉院になった場合は、凍結保存の継続ができなくなる場合があります。